

第1号議案

豊後大野市個人情報保護条例の一部改正について

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改め、同条第9号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。